

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	75歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発に係る電算処理システムの開発について
----	-------------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部高齢者支援課）

## 事業の概要

事業名	75歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発								
担当課	高齢者支援課								
目的	高齢者の熱中症を予防するため								
対象者	区内在住の75歳以上高齢者のみ世帯（高齢者のみで構成される世帯（単身世帯を除く。）をいう。以下同じ。）に属する者								
事業内容	<p>1 75歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発の概要</p> <p>75歳以上高齢者のみ世帯に対して、熱中症予防啓発パンフレットを郵送することにより、高齢者の熱中症を予防する。</p> <p>2 既存の事業との関係</p> <p>高齢者支援課では、夏期における高齢者の見守り強化として、75歳以上の一人暮らし高齢者世帯に対し、情報紙「ぬくもりだより」と併せて熱中症予防啓発パンフレットの訪問配布等を行っている（平成19年度第3回本審議会了承済）。</p> <p>更なる熱中症予防啓発のために、対象を75歳以上一人暮らし高齢者世帯から、75歳以上高齢者のみ世帯にも拡大し、広く高齢者に対して熱中症の注意喚起を行う。</p> <p>3 事業対象者（平成28年7月1日時点）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">＜既存＞75歳以上一人暮らし高齢者世帯</td> <td style="text-align: right;">約14,600世帯</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち、訪問配布により熱中症予防啓発を行った者</td> <td style="text-align: right;">約5,200世帯</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">郵送により熱中症予防啓発を行った者</td> <td style="text-align: right;">約2,800世帯</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">＜新規＞75歳以上高齢者のみ世帯</td> <td style="text-align: right;">約4,000世帯</td> </tr> </table> <p>4 システム開発</p> <p>既存事業である「一人暮らし高齢者への情報紙訪問配布事業」では、年2回情報システム課のホストシステムにより事業対象者の情報を抽出し、そのデータを基に情報紙訪問配布事業管理システム（平成27年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認済み）で日々管理を行っている。抽出した対象者の情報は、氏名、住所、性別、生年月日、郵便番号である。</p> <p>新たに75歳以上高齢者のみ世帯に対して熱中症予防啓発を行うためには、情報システム課のホストシステムにより、対象者の氏名、住所、性別、年齢、郵便番号を抽出する必要があるため、電算処理システムの新規開発を行う。</p> <p>5 個人情報保護対策</p> <p>提供された電子データのフォルダにパスワードを設定し、業務担当者のみが閲覧、作業できるようにする。</p> <p>対象者リストについては、施錠できる場所に保管し、使用終了後に裁断等を行って廃棄する。</p>	＜既存＞75歳以上一人暮らし高齢者世帯	約14,600世帯	うち、訪問配布により熱中症予防啓発を行った者	約5,200世帯	郵送により熱中症予防啓発を行った者	約2,800世帯	＜新規＞75歳以上高齢者のみ世帯	約4,000世帯
＜既存＞75歳以上一人暮らし高齢者世帯	約14,600世帯								
うち、訪問配布により熱中症予防啓発を行った者	約5,200世帯								
郵送により熱中症予防啓発を行った者	約2,800世帯								
＜新規＞75歳以上高齢者のみ世帯	約4,000世帯								

## 件名 75歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発に係る電算処理システムの開発について

保有課 (担当課)	高齢者支援課
登録業務の名称	75歳以上高齢者のみ世帯に対する熱中症予防啓発
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どここのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区内在住の75歳以上高齢者のみ世帯</p> <p>2 記録項目 氏名、住所、性別、年齢、住民番号、郵便番号</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ (情報システム課)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>更なる熱中症予防啓発のために、対象を75歳以上一人暮らし高齢者世帯から、75歳以上高齢者のみ世帯にも拡大し、広く高齢者に対して熱中症の注意喚起を行う。</p> <p>そのためには、情報システム課のホストシステムにより、75歳以上高齢者のみ世帯を抽出する必要があるため、電算処理システムの新規開発を行う。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>1 対象者の抽出 ホストシステムの処理として、住基データを基に75歳以上高齢者のみ世帯の対象者情報を抽出する。</p> <p>抽出したデータ (上記記録項目) については、情報システム課から高齢者支援課へ、電子データの提供及び対象者リストの出力を行う。</p> <p>2 対象世帯の宛名ラベルの出力 75歳以上高齢者のみ世帯に対し、熱中症予防啓発パンフレットを郵送することにより注意喚起を行う予定であり、そのために情報システム課で宛名ラベルを出力する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成29年 3月 詳細仕様作成</p> <p>4月 システム仮稼働</p> <p>5月 システム本稼働</p>